

# ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

## (目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、交付については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は、ふるさと教育推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）2（2）に規定する事業とする。

## (交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については、次のとおりとする。

	市町村教育委員会における事業費		
	市町村の取組推進に係る経費	中学校区支援体制整備に係る経費	学校の取組推進に係る経費
算出基礎	60千円	中学校区数×25千円	小学校・中学校数×70千円
交付金の対象経費	謝金・旅費（職員旅費は除く）・需用費・役務費・使用料及び賃借料。（ただし、飲食物費及び、活動に参加する児童・生徒個人の教材費・保険料は除く。）		

2 当該年度内であって交付決定の日以前に実施した事業に要する経費についても交付金の対象経費に算入することができる。

## (交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

## (交付申請)

第5条 市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に収支予算書（別紙様式1-1、1-2）を添えて、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

## (概算払)

第6条 教育長が、必要と認めるときは、市町村の請求に基づき概算払いができるものとする。

2 市町村は、概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

## (計画変更の承認)

第7条 市町村は、事業の内容を変更（ただし、交付金の額に影響を及ぼさないなど軽微な変更は除く）するときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

## (実績報告)

第8条 市町村は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）に収支決算書（別紙様式1-2）を添えて、教育長に提出しなければならない。

(県内中小企業者への優先発注)

第9条 市町村は、交付対象事業の実施に際し県内中小企業者に発注するよう努めることとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
- 2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
- 2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行し、平成25年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月12日から施行し、平成26年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成29年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度交付分から適用する。